

○騒音・振動・悪臭

1. 騒音・振動

騒音、振動及び悪臭は感覚公害と言われており、その発生源は、工場、建設作業、自動車をはじめ、カラオケやエアコンなど、家庭生活から畜産農業まで、多種多様にわたっている。

本市は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場等の監視・指導、環境騒音調査並びに国道 1 号などの自動車騒音・道路交通振動調査等を実施した。



自動車交通の状況

音の大きさ	め	や	す
120 デシベル	飛行機のエンジンの近く		
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2 m）、リベット打ち		
100 デシベル	電車が通るときのガードの下		
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面 5 m）、カラオケ（店内客席中央）		
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面 1 m）		
70 デシベル	ステレオ（正面 1 m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭		
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話		
50 デシベル	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）		
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼		
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声		
20 デシベル	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1 m）		

(1)環境騒音(一般地域)調査結果

調査期間：令和6年4月11日～令和6年6月20日

調査地点：各生涯学習センター・校区市民館（12地点）

調査結果：全地点、昼夜ともに環境基準を満たしていた。

単位：dB（LAeq）

調査地点名	用途地域	類型	昼間		夜間	
			R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
豊岡生涯学習センター	第 1 種低層住居専用地域	A	51	48	41	42
東部生涯学習センター	第 1 種中高層住居専用地域		47	45	37	40
本郷生涯学習センター	第 1 種低層住居専用地域		45	48	41	36
牟呂生涯学習センター	第 1 種中高層住居専用地域		50	45	43	40
南部生涯学習センター	第 1 種中高層住居専用地域		50	48	40	42
基 準 値			55		45	
石巻生涯学習センター	市 街 化 調 整 区 域	B	44	43	39	37
高師台生涯学習センター	市 街 化 調 整 区 域		46	46	41	41
杉山生涯学習センター	市 街 化 調 整 区 域		51	47	43	41
大 清 水 校 区 市 民 館	市 街 化 調 整 区 域		46	46	40	42
豊城生涯学習センター	第 1 種 住 居 地 域		52	47	37	39
向 山 校 区 市 民 館	第 1 種 住 居 地 域		48	44	41	38
基 準 値			55		45	
二川生涯学習センター	近 隣 商 業 地 域	C	50	48	44	44
基 準 値			60		50	

(2)自動車騒音調査結果(令和6年度／環境基準関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		評価区間		
				昼間	夜間	起点	終点	区間延長 (km)
①	一般国道1号	飯村町字茶屋	11/11～ 11/14	73	68	岩屋町	三ノ輪町	1.0
②	一般国道1号	三ノ輪町字本興寺		70	65	三ノ輪町	三ノ輪町	1.1
③	一般国道1号	下地町字瀬上		73	69	関屋町	下地町	0.7
④	一般国道1号	八町通三丁目		67	64	八町通	八町通	0.9
⑤	豊橋大知波線	多米西町三丁目		63	59	多米西町	多米町	4.5
⑥	東赤沢植田線	富士見台三丁目		65	58	東赤沢町	南大清水町	2.1
⑦	豊橋渥美線	中野町字大原		65	63	富本町	明海町	5.3
⑧	一般国道362号	石巻本町字清水		67	63	石巻本町	嵩山町	4.1
⑨	八町通・前田町30号線	曲尺手町		60	50	今橋町	前田町	0.6

No.	道路名	環境基準達成戸数 (戸)			調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
		昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
①	一般国道1号	148	148	148	156	94.9	94.9	94.9
②	一般国道1号	200	200	200	200	100.0	100.0	100.0
③	一般国道1号	107	105	105	107	100.0	98.1	98.1
④	一般国道1号	284	284	284	284	100.0	100.0	100.0
⑤	豊橋大知波線	610	610	610	610	100.0	100.0	100.0
⑥	東赤沢植田線	158	158	158	158	100.0	100.0	100.0
⑦	豊橋渥美線	1069	1069	1069	1069	100.0	100.0	100.0
⑧	一般国道362号	220	220	220	220	100.0	100.0	100.0
⑨	八町通・前田町30号線	244	244	244	244	100.0	100.0	100.0

注) 1：騒音レベルの網掛け部分は、環境基準値を超過していることを示す。
(なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値(昼間70dB、夜間65dB)との比較である。)
2：「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び率を指す。
3：「昼間」は6時から22時まで、「夜間」は22時から翌朝6時までの間をいう。
4：騒音調査結果、交通量、道路形状等を基に主要道路の32路線について面的評価を行った結果、評価対象の全戸数18,695戸のうち、18,543戸で昼夜の環境基準を達成し、環境基準達成率は99.2%であった。

(3)自動車騒音調査結果(令和6年度／要請限度関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		用途 地域	区域 区分	要請限度 (dB)	
				昼間	夜間			昼間	夜間
a	一般国道1号	飯村町字茶屋	11/11 ～ 11/15	73	68	3	b	75	70
b	一般国道1号	下地町字瀬上		73	68	5	c	75	70
c	一般国道23号	野依町字森下		65	63	7	b	75	70
d	一般国道23号	前芝町字宇塚		65	64	5	c	75	70

注) 1：自動車騒音(要請限度)については、全ての地点において超過していない。
(なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する区域における限度(昼間75dB、夜間70dB)との比較である。)
2：「昼間」は6時から22時まで、「夜間」は22時から翌朝6時までの間をいう。
3：「用途地域」 1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
4→近隣商業地域、商業地域 5→準工業地域、工業地域
6→工業専用地域 7→都市計画区域内で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)
4：「区域区分」 a・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
b・・・第一種及び第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(4) 道路交通振動調査結果(令和6年度／要請限度関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	振動レベル (L10) (dB)		用途 地域	区域 区分	要請限度 (dB)	
				昼間	夜間			昼間	夜間
a	一般国道1号	飯村町字茶屋	11/11～ 11/12	34	28	3	1	65	60
b	一般国道1号	下地町字瀬上		42	38	5	2	70	65
c	一般国道23号	野依町字森下		45	44	7	2	70	65
d	一般国道23号	前芝町字宇塚		40	39	5	2	70	65

注) 1：道路交通振動については、全ての地点において要請限度を超過していない。

2：「昼間」は6時から22時まで、「夜間」は22時から翌朝6時までの間をいう。

3：「用途地域」
1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
4→近隣商業地域、商業地域
5→準工業地域、工業地域
6→工業専用地域

7→都市計画区域内で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）
4：「区域区分」
1・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居
専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域
2・・・市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○用語の説明

1. 環境基準

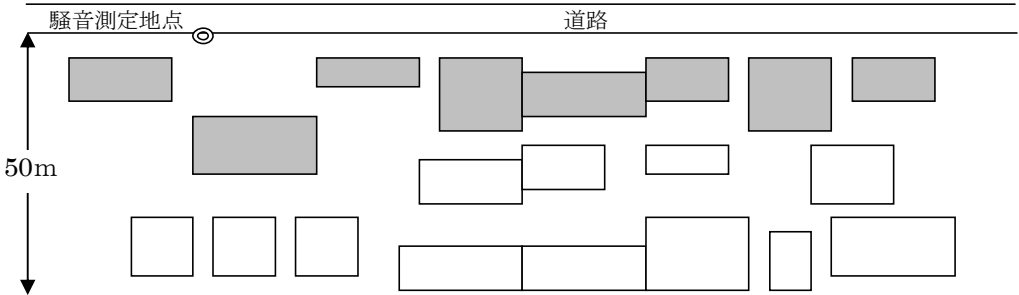
環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護に資する上で、維持されることが望ましい基準。

2. 点的評価

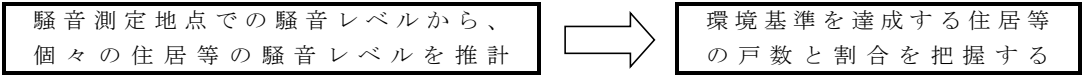
地域を代表する騒音測定地点で等価騒音レベルを測定し、基準値と比較する評価方法である。

3. 環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内にあるすべての住居等について、等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法である。



※塗りつぶしは環境基準非達成、それ以外は環境基準達成の建物とする。



環境基準達成率＝環境基準達成戸数（12戸）÷評価区間内全戸数（20戸）× 100 ＝ 60％

4. 等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものである。

5. 要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている。この限度のことを要請限度という。

(5)新幹線鉄道

ア. 新幹線鉄道騒音・振動調査結果

本市は、新幹線の騒音に係る環境基準及び振動に係る指針値の達成状況を把握するため調査を行った。

調査期間：騒音 令和6年4月30日、5月29日、5月30日 振動 令和6年5月2日

調査地点：豊橋市花中町（5月29日：騒音）

豊橋市小池町（5月30日：騒音）

豊橋市山田三番町（4月30日：騒音、5月2日：振動）

豊橋市二川町字南裏（5月29日：騒音）

調査位置：騒音：近接軌道中心から25m及び50m離れた地点

振動：近接軌道中心から12.5m及び25m離れた地点

調査結果：新幹線鉄道騒音に関しては山田三番町の25m地点において環境基準を超過していたが、他の地点では基準内であった。

新幹線鉄道振動については、全ての地点において指針値を満たしていた。

新幹線鉄道騒音調査結果

測定場所	用途地域（類型）	東京起 点距離 (km)	測定地 点側の 軌道	列車 平均 速度 (km/h)	測定結果（dB）				環境 基準
					R6年度		R5年度		
					25m	50m	25m	50m	
花中町	準工業地域（Ⅱ）	273.5	上り	240	69	67	70	65	75
小池町	第一種住居地域（Ⅰ）	272.4	下り	253	69	64	68	63	70
山田三番町	第一種住居地域（Ⅰ）	271.4	下り	256	72	68	73	68	70
二川町字南裏	工業地域（Ⅱ）	266.2	下り	261	73	70	72	68	75

：不適合

新幹線鉄道振動調査結果

測定場所	用途地域（類型）	東京起 点距離 (km)	測定地 点側の 軌道	列車 平均 速度 (km/h)	測定結果（dB）				指針値
					R6年度		R5年度		
					12. 5m	25m	12. 5m	25m	
山田三番町	第一種住居地域（Ⅰ）	271. 4	下り	247	60	54	60	54	70

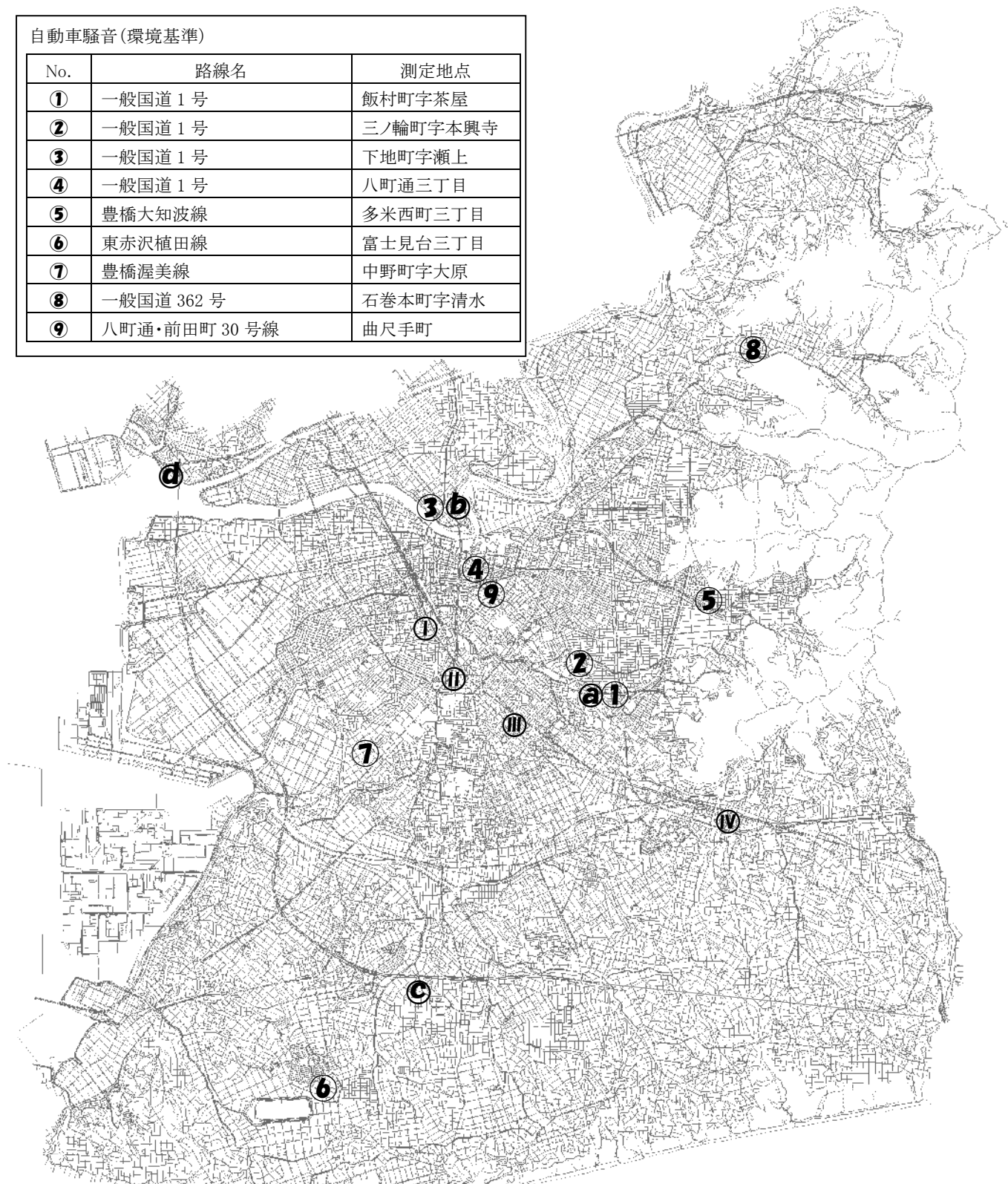
イ. 新幹線鉄道騒音・振動苦情発生状況（令和6年度）

苦情件数：1件

環境騒音（道路に面する地域）、自動車騒音・道路交通振動、新幹線鉄道騒音・振動調査地点

自動車騒音（環境基準）

No.	路線名	測定地点
①	一般国道 1 号	飯村町字茶屋
②	一般国道 1 号	三ノ輪町字本興寺
③	一般国道 1 号	下地町字瀬上
④	一般国道 1 号	八町通三丁目
⑤	豊橋大知波線	多米西町三丁目
⑥	東赤沢植田線	富士見台三丁目
⑦	豊橋渥美線	中野町字大原
⑧	一般国道 362 号	石巻本町字清水
⑨	八町通・前田町 30 号線	曲尺手町



自動車騒音・道路交通振動調査（要請限度）

No.	路線名	測定地点
㉑	一般国道 1 号	飯村町字茶屋
㉒	一般国道 1 号	下地町字瀬上
㉓	一般国道 23 号	野依町字森下
㉔	一般国道 23 号	前芝町字宇塚

新幹線鉄道騒音・振動

No.	路線名
Ⅰ	花中町
Ⅱ	小池町
Ⅲ	山田三番町
Ⅳ	二川町字南裏

(6)工場・事業場等の届出の審査

令和6年度の届出件数は、騒音規制法に基づくもの34件、振動規制法に基づくもの28件、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設に係るもの69件、同条例の振動発生施設に係るもの78件の合計209件であった。また、特定建設作業に係る届出件数は1,527件であった。

届出に際し内容の審査を行い、騒音・振動の未然防止を図った。

(7)工場・事業場等立入調査

騒音・振動規制法の遵守状況を把握するため延べ34件の立入調査を実施し、必要な指導を行った。

(8)届出状況

ア. 工場・事業場（令和6年度）

区 分		設 置	使 用	変 更			承 継	廃 止	計
				構 造 等	数 等	氏 名 等			
騒 音 規 制 法		4	0	0	3	24	1	2	34
振 動 規 制 法		4	0	0	6	15	1	2	28
県民の生活環境の 保全等に関する条例	騒 音	16	0	0	10	40	0	3	69
	振 動	16	0	0	11	47	0	4	78
計		40	0	0	30	126	2	11	209

イ. 特定建設作業（令和6年度）

作業の種類	届出の種類		県民の生活環境の 保全等に関する条例	
	騒音規制法	振動規制法	騒 音	振 動
く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	41	44	2	2
び ょ う 打 機 を 使 用 す る 作 業	1		0	
さ く 岩 機 を 使 用 す る 作 業	298	0	2	0
空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業	170		3	
コンクリートプラント等を設けて行う作 業	5		0	
バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る 作 業	260			
トラクターショベルを使用する作業	4			
ブルドーザーを使用する作業	27			
舗装版破碎機を使用する作業		7		1
建築物等を破壊する作業		292	47	2
コンクリートミキサー等を使用する作業			418	
コンクリートカッターを使用する作業			292	
ブルドーザー等を使用する作業			1,388	
ロードローラー等を使用する作業			644	
合 計	806	343	2,796	5

ウ．騒音発生施設

届出の種類 施設の種類の		騒 音 規 制 法	県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例
		令 和 6 年 度 末 施 設 数	令 和 6 年 度 末 施 設 数
1	金 属 加 工 機 械	994	911
2	空 気 圧 縮 機 等	2, 527	5, 105
3	土 石 用 破 碎 機 等	141	102
4	織 機	143	12
5	建 設 用 資 材 製 造 機	21	1
6	穀 物 用 製 粉 機	3	16
7	木 材 加 工 機 械	646	174
8	抄 紙 機	2	0
9	印 刷 機 械	268	10
10	合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	830	225
11	鋳 型 造 型 機	24	0
12	デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等		203
13	送 風 機 ・ 排 風 機		2, 512
14	走 行 ク レ ー ン		269
15	洗 び ん 機		0
16	真 空 ポ ン プ		42
施 設 合 計		5, 599	9, 582
工 場 等 合 計		982	1, 060

エ．振動発生施設

届出の種類 施設の種類の		振 動 規 制 法	県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例
		令 和 6 年 度 末 施 設 数	令 和 6 年 度 末 施 設 数
1	金 属 加 工 機 械	1, 115	639
2	圧 縮 機 等	1, 036	6, 372
3	土 石 用 破 碎 機 等	139	100
4	織 機	97	0
5	コンクリートブロックマシン	24	1
6	木 材 加 工 機 械	29	7
7	印 刷 機 械	111	9
8	ゴ ム 練 用 ロ ー ル 機 等	13	19
9	合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	856	242
10	鋳 型 造 型 機	29	0
11	穀 物 用 製 粉 機		16
12	デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等		279
13	送 風 機 ・ 排 風 機		3, 602
施 設 合 計		3, 449	11, 286
工 場 等 合 計		580	1, 206

2. 悪臭

(1) 立入調査結果

令和6年度は、44件の苦情があり、必要な改善指導を行った。うち6事業場への測定立入調査を実施した。

(2) 悪臭関係工場等届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭を発生する工場等は、毎年度悪臭物質の排出状況について届出することになっている。

業 種 区 分		令和6年度分届出件数
1-イ	豚房施設(豚房面積 50㎡未満を除く)	26
1-ロ	牛房施設(牛房面積 200㎡未満を除く)	27
1-ハ	鶏を 3,000 羽 以 上 飼 育 する も の	14
1-ニ	鶉を 20,000 羽 以 上 飼 育 する も の	5
2	飼 料 又 は 有 機 質 肥 料 の 製 造 業	3
7	ゴ ム 製 品 製 造 業	2
13	し 尿 処 理 場	3
14	ご み 処 理 場	1
15	終 末 処 理 場	6
計		87
届出工場数 計		86

※し尿処理場とごみ処理場を兼ねている施設が1件有